

議案第45号

米原市長等の給与の特例に関する条例の制定について

米原市長等の給与の特例に関する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成29年3月27日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

市長、副市長および教育委員会教育長の給料月額を減額するため、この案を提出するものである。

米原市長等の給与の特例に関する条例

(市長の給料月額の特例)

第1条 市長の平成29年4月1日から平成33年3月5日までの間における給料月額は、米原市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年米原市条例第37号。以下「特別職給与条例」という。）第2条第2項第1号の規定にかかわらず、同号に規定する額からその100分の30に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(副市長の給料月額の特例)

第2条 副市長の平成29年4月1日から平成29年6月6日までの間における給料月額は、特別職給与条例第2条第2項第2号の規定にかかわらず、同号に規定する額からその100分の20に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(教育長の給料月額の特例)

第3条 教育長の平成29年4月1日から平成29年8月13日までの間における給料月額は、特別職給与条例第2条第2項第3号の規定にかかわらず、同号に規定する額からその100分の20に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(米原市長等の給与の特例に関する条例の廃止)

2 米原市長等の給与の特例に関する条例（平成25年米原市条例第13号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により引き続き教育長が在職する場合における当該教育長の平成29年4月1日から平成29年8月13日までの間の給料月額は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成27年米原市条例第21号）付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第6条の規定による改正前の米原市教育委員会教育長の給与等に関する

条例第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の20に相当する額
(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。